

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	下豊浦安土 (下豊浦)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の改良組合は65歳以上の3名が水稻・麦・大豆の作付けを行っており、後継者がいないのが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田地帯であり、暗渠排水の推進
 水稻:一発施肥による省力化と環境こだわり米の取組
 麦:弾丸暗渠による排水対策、ドローン防除
 大豆:排水対策、ドローン防除

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
区画拡大のため、畦畔除去・均平化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を活用し農地の大区画化等を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家の方に農事組合法人に参加いただき農業経営を展開できるようにサポートしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②有機・減農薬を進める。環境こだわり農業の取組を継続する。
- ③AIやドローンなどの先端技術の導入を活用する。
- ⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み、農道や水路等を共同活動により保全する。